

平成 27 年度 社会福祉法人「豊友会」事業計画

1. 基本理念

児童憲章の精神と児童福祉法の理念に基づいて、「心豊かでたくましく生きる」児童の育成を目指す

2. 事業の目的

社会福祉法人「豊友会」は、児童の人権を尊重して多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、児童それぞれの尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする

3. 事業の種類

本法人の事業は次の通りとする。

- | | | |
|---------------|-------------|------------|
| (1) 第一種社会福祉事業 | 児童養護施設 | 「島添の丘」 |
| | 地域小規模児童養護施設 | 「チャイルドホーム」 |
| (2) 第二種社会福祉事業 | 児童自立生活援助事業 | 「島添ホーム」 |

4. 事業の基本方針

児童主体の福祉サービスに努め、児童の権利擁護、自立支援等児童の最善の利益が確保されるよう努力する。また、地域住民、行政、関係機関、団体等との連携を密にし、児童の福祉の向上に努める。更に地域の福祉ニーズにも応えられるよう支援体制を整備し、地域福祉の推進をはかることにより、いま以上に地域から信頼される施設づくりを目指す。本法人はこうした現状認識の上に立ち次の事項により事業を展開する

(1) 定員及び支援の形態

① 児童養護施設「島添の丘」

定員は 60 名とし、ホーム形態は中舎制とする。一部 4 階建ての建物二階と三階にそれぞれ 2 ホーム設置、各ホームには縦割りで 14～15 名の児童が男女部屋別に生活している。各ホーム男女 3 名の職員（保育士・児童指導員）及び各階に指導的職員（主任）を配置して宿直を含めた交代制勤務で児童の養育及び自立支援にあたる

② 地域小規模児童養護施設「チャイルドホーム」

定員は 6 名、家庭的な環境のもと職員と児童が個別的にきめ細やかなケアが地域社会の中で展開される小規模児童養護施設。男女 3 名の職員（保育士・児童指導員）及び宿直専任職員を配置し入所児童の支援にあたる。勤務内容は「島添の丘」と同じである。設置場所は与那原町字上与那原で「島添ホーム」の建物二階部分である

③ 自立援助ホーム「島添ホーム」

定員 8 名、20 歳未満の児童等で社会的自立の促進に向けて、自立に必要な事を共同生活を通し援助、支援する事を目的とする。男女 3 名の職員（保育士・児童指導員）及び宿直専任職員を配置し入所児童の支援にあたる。勤務内容は「島添の丘」

と同じ

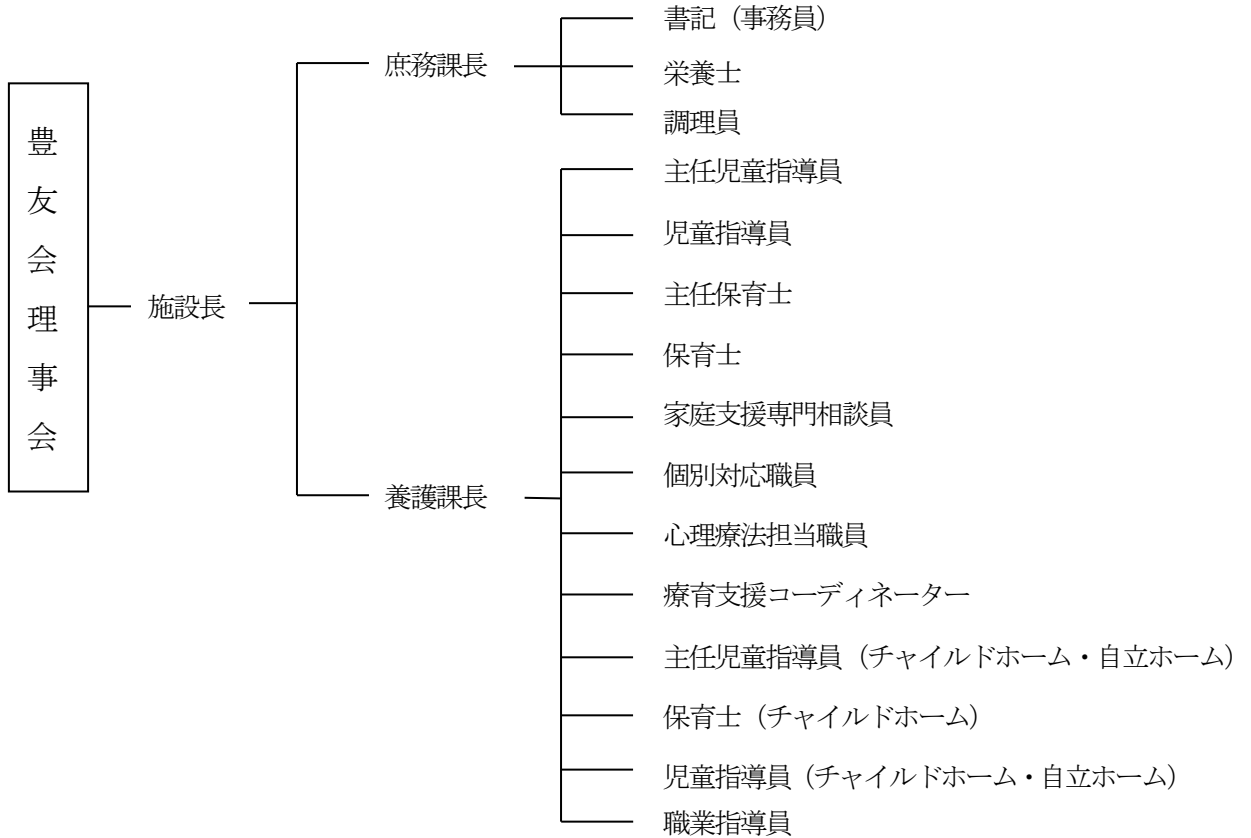
(2) 組織及び職員数

① 組織

(イ) 理事会

理事 8名 監事 2名

(ロ) 豊友会組織図



② 職員の数

46名

(イ) 島添の丘

正職員 23名

契約職員 15名 (1名は嘱託医)

(ロ) チャイルドホーム

正職員 2名

契約職員 1名

宿直専任職員 1名

(ハ) 島添ホーム

正職員 2名

契約職員 1名

宿直専任職員 1名

5. 本年度事業の重点目標

本法人の運営する事業の充実と児童の自立支援のために、本年度は次の事項を重点目標とする

- (1) 将来の施設建設のため財源確保と地域交流を目的として、資金造成福祉バザーを今年度も実施する。今年度も引き続き幅広く地域や関係者に呼びかけ所期の目的である収入増と集客の増加を計る。これまでの経験と新しい企画により内容の充実を図り地域に根ざした施設イベントとして定着を図りたい
- (2) 与那原町在のチャイルドホーム及び自立援助ホーム建物（2階建鉄筋コンクリート造り）の賃借料が地域の同等物件よりもかなり高額で尚且つ老朽化も進んでいる。家賃及び利用者の住みよい住環境を確保する観点から移転等を含めての検討を行う
- (3) 法人事業と施設の情報公開、啓発活動のために引き続きホームページの充実と広報誌を定期的に発刊する
- (4) 職員の処遇の改善に努める
- (5) 家庭的養護推進計画の策定に向けての準備委員会を設置し、中長期的な施設の在り方について検討する
- (6) 人材の確保と育成に努める

1. 基本理念

児童憲章の精神と児童福祉法の理念に基づいて、「心豊かでたくましく生きる」児童の育成を目指し、支援する

2. 目 標(めざす児童像)

- (1) 自分自身を大切にできる子
- (2) 自分の夢や希望に向かって頑張る子
- (3) 思いやりのある子

3. ホーム重点目標

- (1) 健康で明るい子
- (2) 進んで働く子
- (3) 目標に向かって頑張る子
- (4) 思いやりの心を持ち、伝えることのできる子

4. 基本的支援方針

- (1) 児童養護施設運営指針を基に、安全で適切な養育環境をととのえ、児童一人ひとりが精神的に安定し、明るく生き生きした生活が送れるように努める
- (2) 家族、学校・関係諸機関、ボランティア及び地域との連携活動によって児童の養育効果を高めると共に、児童福祉教育の場と青少年健全育成の専門的援助を提供し、地域に根ざした施設づくりに努める
- (3) 児童の最善の利益が尊重されるように「権利ノート」の活用に努める
- (4) 家庭の働きに代わる施設の持つ最も重要な役割は、児童の基本的欲求(生理的欲求や安全、愛情、所属、承認、尊敬の諸欲求)の充足であり、それが、信頼関係を育てる基盤になることを自覚し、児童との望ましい関係づくりに努める
- (5) 「心豊かでたくましく、生きることのできる力」をつちかうために、各ホームは児童の実態に即して主体性と創造性を発揮し、一人ひとりの子ども達の基本的欲求の充足を図り、効果的な養育が行われるような家庭的、教育的環境づくりに努める
- (6) 自立支援の為の計画・実践・評価・改善に基づいて、各児童の自立支援に努める
- (7) 特別な援助を必要とする児童への個別対応に努め、児童相談所等の専門機関の指導助言を受け、心理療法や個別援助等治療的援助の充実に努める
- (8) 権利擁護、地域・広報、学習・スポーツ、リービング・アフターケアの各委員会の活動実践を通して養育の充実に努める
- (9) 多様化している養護ニーズに対応するために、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームを効果的に活用し児童の自立支援の充実に努める
- (10) ケア方針の調整やケアチームをまとめるために、各ホーム、園内保育、調理員、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームに責任者を置き児童の効果的な自立支援を推進する
- (11) 地域活動への参加とボランティア活動や美化活動を通して、所属感の高揚と働くことの喜びを学ぶ
- (12) これからの社会にふさわしい国際的視野の持てる児童を育てる
- (13) 児童の学習効果を高めるために、学習対応ボランティアや塾を活用する

- (14) 退園児童が安定した社会生活を送れることができるよう継続的なアフターケアを行う
- (15) スーパービジョンの充実により養育効果を高める
- (16) 児童等の意見・申出等への対応に関する実施要綱に基づき児童の福祉サービス向上に努める
- (17) ボランティア活動に積極的に参加し社会性を身につける
- (18) 中長期的展望に基づく運営と職員の働きがいのある職場づくりに努める

5. 本年度の重点実施事項

(1) 庶務課

職員の働きやすい職場環境やよりよい養育を推進するための施設環境の整備及び庶務、経理事務の効率化・適正化に努める

① 運営管理の充実

- ア. 職員の役割分担を整備
- イ. 施設設備・備品整備等の充実と定期点検の強化
- ウ. 無駄を省き、省エネに努める

② 児童の住環境の整備と働きやすい職場環境の整備をする

- ア. 快適な住環境を整備する
- イ. コンピューターシステムによる児童記録や各種報告書などの作成管理の効率化を図る

③ 職員研修の計画的実施

- ア. 県内及び県外の研修会に参加させ、職員の資質と専門性の向上を図る
- イ. 施設内研修の計画的実施に努める

④ 保健衛生管理の充実

- ア. 施設内外の消毒の実施
- イ. 児童・職員の定期健康診断の実施
- ウ. 各種予防接種の実施

⑤ 給食サービスの充実

- ア. 衛生管理の徹底
- イ. 豊かな食環境づくりに努める
- ウ. 嗜好調査及び残食調査を実施し、児童の意見が反映された献立作成に努める
- エ. 自立支援に向けての調理実習の実施

⑥ 危機管理体制の強化

- ア. 施設内外の安全の確保
- イ. 危機管理マニュアルの作成
- ウ. 虐待防止マニュアルの作成

⑦ 家庭的養護推進計画

- ア. 施設の小規模化及び地域分散化について中長期的計画を策定する

(2) 養護課

児童養護施設運営指針を基に、児童の最善の利益が尊重され、職員の一貫性、統一性のある支援で「心豊かでたくましく生きる」児童の育成に資するために、より具体的な実践方法で児童の自立を支援する

① 各ホーム重点実施事項

ア. 健康で明るい子

- ・好き嫌いをしないで楽しく食べる
- ・規則正しい生活習慣の確立
- ・安全意識の高揚と事故防止に努める。(登下校、遊び方、不審者対策)

イ. 進んで働く子

- ・進んでお手伝いをする
- ・仕事はなまけずに最後まで頑張る
- ・みんなと協力する

ウ. 目標に向かって頑張る子

- ・自分の特技や趣味を生かす
- ・目標を意識して頑張る
- ・新しいことに挑戦する
- ・進路決定に向けて努力する

エ. 思いやりの心を持ち、伝えることのできる子

- ・自分より弱い人や困っている人に優しくできる
- ・優しいことば使いができる
- ・相手の話しをしっかりと聞く
- ・ものを大切にする
- ・感謝の気持ちを表す

② 日常生活における専門的支援

- ア. 児童個々の成育歴や発達等に応じた意図的な支援に努める
- イ. 日常生活における支援の継続性・一貫性・統一性に努める
- ウ. グループダイナミックスを効果的に活用する

③ 幼児保育の重点実施事項

ア. 健康で元気な子

イ. おかたづけができる子

ウ. お友達と仲良くできる子

エ. 自然とのふれあいを通して命を大切にする子

④ 委員会活動の充実

児童の養育内容を充実させるために、次の委員会活動を行う

ア. 権利擁護委員会

- ・子ども達の権利意識の高揚を図る
- ・職員の権利擁護に対する認識の高揚を図る
- ・性教育への取り組みの強化

- イ. 地域・広報委員会
 - ・児童の養育効果を高めるために、地域の各関係機関・団体との連携強化を図る
 - ・児童の養育効果を高めるために、地域行事への積極的に参加する
 - ・施設及び児童理解のための広報活動を推進する
- ウ. 学習・スポーツ委員会
 - ・基礎学力の向上を図る
 - ・受験及び進路指導の強化
 - ・スポーツ活動を通して健全な心と体を鍛える
- エ. リービング・アフターケア委員会
 - ・リービングケアの計画的実施
 - ・退所児童が安定した社会生活を送れるように支援する
 - ・社会体験学習への参加
 - ・外部講師の活用による講話の実施
 - ・アフターケアの計画的実施
 - ・卒園生との交流の場を設けると共に支援体制の強化にも努める
 - ・退所後の児童がいつでも相談できる体制を整備する

⑤ グループ活動の充実強化

- ア. 下記グループ活動の計画的実施と児童の余暇活動の充実を図る
 - ・小学生男子グループ
 - ・小学生女子グループ
- イ. リーダー会（各ホーム児童代表・年長児童）の活動を推進しリーダーとしての資質の向上を図る

⑥ ボランティアの効果的活用と育成

- ア. ボランティアの積極的導入と活用を図る
- イ. 効果的な活動が実践できるように、活動の評価と情報交換を密にする

⑦ 被虐待児等地域療育支援体制構築事業の充実を図る（こころサポート）

- ア. 社会的養護を必要とする児童の地域支援施設を目指す
- イ. 特別な支援が必要な入所児童、地域の里親家族等への支援体制の強化に努める
- ウ. 専門医（精神科）によるスーパービジョンを通して、職員や里親の支援技術の向上を図る

⑧ 専門的支援の充実

- ア. 心理療法の計画的実施と実践を図り、児童支援の向上をめざす
- イ. 個別対応の計画的実施と実践を図り、児童支援の向上をめざす
- ウ. 職業指導の計画的実施と実践を図り、児童支援の向上をめざす
- エ. ファミリーソーシャルワークの充実を図り、児童・家庭支援の向上をめざす
- オ. スーパービジョンを効果的に活用する

⑨ 児童の安全の確保

- ア. 避難・不審者対応等防災訓練の実施

イ. 施設内虐待防止に努める

⑩ 金銭管理と金銭教育に努める

- ア. 児童の預かり金・本人支給金（小遣い）に関する取扱い要領に基づいて適切に入出金取扱に留意し管理に努める
- イ. 金銭教育を通して、適切な金銭感覚を身につけさせる

⑪ 職員研修の充実

- ア. 施設内外の研修を通して、職員の資質の向上に努める
- イ. 外部講師を活用し施設内研修を計画的に実施する

1. 目 的

児童自立生活援助事業は、児童の自立援助を図る観点から、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において、相談その他日常生活の援助及び生活指導を行うことにより、社会自立の促進に寄与することを目的とする

2. 基本理念

児童憲章及び児童福祉法の理念に基づいて、社会人として「心豊かに、たくましく」自立できるよう指導援助する

3. 対象児童

この事業の対象児童は、義務教育を終了した 18 歳未満の児童（児童福祉法第 31 条第 4 項に規定する場合にあっては、20 歳未満の者。）であって、次の各号いずれかに該当するものとして児童福祉法第 27 条第 9 項の規程に基づき措置されたものとする

- (1) 里親に委託する措置または児童福祉施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「施設等」という。）に入所させる措置を解除されたもの
- (2) 前号に規定する児童以外の児童であって、都道府県知事又は指定都市市長が該当児童の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの

4. 業務内容

自立援助ホームの業務内容は、利用者が社会的に自立するために必要な業務であって、次の各号にあげるものとする

- (1) 利用者を入所させ次のような援助支援を行う
 - ① 余暇の活用、金銭の使途等の生活支援
 - ② 職場の対人関係についての助言
 - ③ 健康管理の支援
 - ④ その他必要な支援
- (2) 利用者からの各般の相談に応じるとともに、帰宅先に困窮している児童に対して一時的に宿泊を提供する
- (3) 職場開拓、企業啓発の活動を通じ、利用者を安定した職場に就職させる

5. 自立援助ホーム運営方針

- (1) 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・支援の充実を図る
- (2) 健康管理、安全指導、金銭の管理、余暇の活用、食事等日常生活について援助・支援の充実を図る
- (3) 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるため援助・支援の充実を図る。
- (4) 利用者の家庭状況に応じて家庭環境調整の充実を図る
- (5) 児童相談所及び必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携の充実を図る
- (6) 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談の充実を図る
- (7) 就労先、警察等関係機関との調整など対外関係調整が必要な児童に対する援助及び生活支援の充実を図る

6. 重点目標

- (1) 進んで働き、自立目標をしっかり持って意欲的に生活できる社会人を育成する
- (2) 将来のために物やお金を大切にできる社会人を育成する
- (3) 規則正しい生活習慣を確立し、責任を持った行動ができる社会人を育成する
- (4) きちんとした食生活を通して健康な体づくりができる社会人を育成する

7. 支援方針

- (1) 職場と密に連携し、仕事が継続できるように支援する
- (2) 定期的に個別の話し合いを持ち各自の自立目標を確認して、自立を意識させ、目標が達成できるように支援する
- (3) 新しく入所した利用者や仕事を辞めた利用者が速やかに新しい仕事につけるよう関係機関（ハローワーク、支援センター、児相等）とも連携して支援する
- (4) 貯金の奨励や、有効的お金の使い方、物を大切にすることを支援し、経済観念が身につくよう支援する
- (5) 複数種の調理ができ、栄養のバランスを考えた食事が摂れるよう支援する
- (6) 自分の身体の成長や体調の変化を知り、自己の健康管理できるよう支援する
- (7) 退所児童へのアフターケアを充実させる
- (8) 関係機関や関係施設との連携や情報交換を密にし、支援体制を強化する
- (9) 個別の関わりを通し、自制できる精神力がつくよう支援する

8. 本年度事業

- (1) 地域の行事や活動へ積極的参加を促進し、社会性を身に付けさせる
- (2) 利用者が安定した職業や就職活動がスムーズに取り組めるように職場開拓や関係機関の理解を深め連携を密にする
- (3) 各種研修会へ参加し、職員の専門性の向上を図る
- (4) 本土就職を含め退所利用者の就職先を訪問し激励・支援する
- (5) 住環境の整備・改善を図る。
- (6) 広報活動（パンフレットや広報誌の発刊等）に努め、施設への理解を深める